

第1 請求の受付

1 請求人（略）

2 請求書の提出日

令和6年5月31日

3 請求の要旨（職員措置請求書及び請求人の陳述内容より記載）

浦添市長（以下、市長）は浦添市事務連絡等委託規程（以下、規程）に基づき、A自治会長と事務委託契約（以下、委託契約）を締結し、それに伴い事務連絡等委託料（以下、委託料）を支出している。

A自治会長は、会長を務めるB自治会における活動において、自治会長として不適任である複数の行為を行った経緯がある。

請求人は、A自治会長のこのような行為を市民生活課に報告したが、市民生活課は自治会長に対し行政指導を行わず、A自治会長の行為を助長する判断対応を行ったため、A自治会長の行為はその後も続発した。

規程第6条は「市長は、受託者がその事務処理を怠ったり、又は受託者として不適任と認めるときは、事務委託契約を解除することができる。」と規定している。

A自治会長は、自治会長として不適任であるため、同条の「受託者として不適任」に該当する。規程に反した契約は違法又は不当なものであり、契約に伴い支出されている委託料についても違法又は不当な支出である。

市長は、A自治会長との委託契約を解除し、支出した委託料の返還を請求するべきであるがこれを怠っているため、未返還分の委託料は市の財産上の損害となっている。

地方自治法第2条第16項に規定されている「地方公共団体は、法令に違反してその事務処理をしてはならない」という法の根幹を遵守しない市政に対し厳しい批判を受け、市民から行政への信頼を失う大損害を受ける。

これらに対する必要な措置として、A自治会長との違法又は不当な委託契約を解除すること、違法又は不当な委託契約に基づいて支出した令和3年1月以降の委託料の返還請求をすること、B自治会に行政指導を行い、新体制を構築させた上で、市が認可の可否を判断することを要求する。

第2 請求の受理

本措置請求書は、地方自治法（以下、法）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、これを令和6年6月10日に受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

(1) 監査対象部局

市民部 市民生活課

(2) 監査の対象

ア A自治会長との委託契約についての違法性又は不当性の有無

イ A自治会長に対して支出した委託料についての違法性又は不当性の有無

ウ 上記イの支出について、市の財産上の損害発生の有無

2 請求人の陳述及び証拠書類の提出

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和6年6月25日に陳述の聴取をした。

陳述の内容は概ね本件請求のとおり。なお、新たな証拠書類の提出は無かった。

3 監査対象部局の関係職員の陳述及び関係書類の提出

市民部市民生活課に監査資料の提出を要求するとともに、法第199条第8項の規定に基づき、令和6年7月4日に陳述の聴取を行った。また、証拠書類として、以下の資料の提出があった。

- ・浦添市事務連絡等委託規程
- ・委託契約書の写し
- ・事務連絡等委託実績報告書の写し
- ・事務連絡会議出欠簿の写し

本請求に対する担当部局の見解は概ね以下の通り

規程第6条の「受託者として不適任と認めるとき」とは、規程第3条に定める事務について、処理を怠ったり、適切に執行することができないときと解する。A自治会長については、規程第4条に定める事務連絡会議への出席状況が良好であること、また規程第3条に定める事務を適切に執行していることを検査した上で、委託料の支出命令を行っている。したがって、A自治会長が受託者として不適任であるとは認められず、契約及び公金の支出についても適切である。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 浦添市事務連絡等委託規程（抜粋）

第1条（趣旨）

- 1 この訓令は、市民に対する行政情報の周知を効率的に行い、市政の円滑な運営を

図るため、市長が別に定める行政区域ごとに事務連絡等の事務を委託（以下「事務委託」という。）することについて、必要な事項を定めるものとする。

第2条（事務委託）

市長は、各行政区域内に所在する認可された自治会又は当該自治会の会長に事務委託をするものとする。

2（省略）

3 前項の事務委託契約の期間は、会計年度の範囲で1年以内とし、事務委託契約書により契約を締結する

第3条（事務の種類）

事務委託の種類は、次のとおりとする。

- (1) 市広報その他の市民に対する文書の配布に関すること。
- (2) 市民に対する周知事項の連絡に関すること。
- (3) 市の施策及び行事への協力に関すること。
- (4) 市長が必要と認める募金活動の取りまとめに関すること。
- (5) 自治会加入促進に関すること。
- (6) その他市民福祉の向上のため市長が必要と認めること。

第4条（事務連絡会議）

前条に掲げる事務の連絡を行うための会議の開催日は、毎月5日及び20日を定例日とし、その日が浦添市の休日を定める条例に規定する市の休日に当たるときは、その翌日とする。

第5条（実績報告）

市長は、受託者に対し、前月に行った第3条各号に規定する事務委託事項の実績を事務連絡等委託実績報告書により、毎月5日までに報告させなければならない。

第6条（事務委託契約の解除）

市長は、受託者がその事務処理を怠ったり、又は受託者として不適任と認めるときは、事務委託契約を解除することができる。

第7条（委託料）

市長は、受託者に対し毎月15日までに前月分の委託料を支払わなければならない。ただし、受託者が事務委託契約に違反したときは、これを減額し、又は支払わないことができる。

2 委託料は、次のとおりとする。

（省略）

(2) 浦添市事務連絡等委託契約（抜粋）

第2条（事務連絡会議）

乙（受託者）は、甲（市）が開催する委託事務の連絡を行うための会議（事務連絡会議）に出席しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事務連絡会議を欠席したときは、事後において速やかに事務連絡会議で配布された文書等を受け取るものとする。

(3) 関係資料

- ア 令和6年度浦添市事務連絡委託契約に係る関係資料一式
- イ 令和6年度浦添市事務連絡等委託契約書
- ウ 令和6年度事務連絡等委託料にかかる支出負担行為何票
- エ 令和5年度及び令和6年度事務連絡等委託料にかかる支出命令票
- オ 令和5年度及び令和6年度事務連絡等委託実績報告書
- カ 令和5年度及び令和6年度事務連絡会議出欠簿

(4) 確認した事実

(3)の資料及び監査対象部局の関係職員陳述から、以下のことを確認した。

- ア 市長とA自治会長は令和6年4月1日付けで委託契約を締結した。
- イ 市民生活課は、令和6年4月1日付けで委託料にかかる支出負担行為何票を起票した。
- ウ A自治会長は令和5年4月から令和6年5月までに開催された事務連絡会議の全28回中、27回に出席し、欠席となった令和5年5月22日に配布された資料については、後日受け取りがあった。
- エ A自治会長は令和5年4月分から令和6年5月分までの全14月分の事務連絡等委託実績報告書について、市が指定する日までに提出をした。
- オ 市民生活課は上記エについて、各月において実績報告書の検査を行い、規程第3条の事務が適切に行われていることを確認した。
- カ 市民生活課は令和5年4月から令和6年5月までの各月において、全14回の支出命令を行い、A自治会長に対し委託料を支出した。
- キ 上記カの委託料は、全14回において、規程第7条第2項に基づいて算出された額が支出された。

2 監査委員の判断

(1) 請求期間の制限の適用

法第242条第2項において、住民監査請求は財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときはこれを行うことができないと定められているが、同条第1項中「怠る事実」については、このような期間制限はないものと解されている。

しかし、監査請求が、当該地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、当該怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として同条第2項の規定を適用すべきものと解するのが相当である（昭和62年2月20日最高裁判決）。

今回の請求については、「違法又は不当な契約による違法又は不当な公金の支出について、契約の解除及び公金の返還請求を怠る事実」という請求人の主張に基づくものであることから、「当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているもの」に該当するものと言える。よって上記最高裁判決に従い、法第242条第2項を適用すべきであると判断する。

したがって請求人が委託料の返還が必要であると主張する令和3年1月以降という期間のうち、令和3年1月から令和5年5月30日までの期間に行われた財務会計行為の監査請求については、本監査請求がなされた令和6年5月31日の時点で1年を経過しており、監査請求の要件を満たさないものとし、以下の財務会計行為を監査の対象とする。

- ① 令和6年4月1日付けで締結した令和6年度委託契約
- ② 令和5年6月6日から令和6年5月2日までの各月に行われた全12回分の支出命令

(2) A自治会長との令和6年度委託契約の違法性・不当性について

請求人は、規程に反した契約は違法又は不当なものであると主張する。そこで、当該契約が規程に反したものであるかを検討する。

ア 規程第1条は、その趣旨を「この訓令は、市民に対する行政情報の周知を効率的に行い、市政の円滑な運営を図るため、市長が別に定める行政区域ごとに事務連絡等の事務を委託することについて、必要な事項を定めるものとする」と定めている。そして第2条において自治会又は自治会長に事務委託をすることと定め、第3条において、委託する事務の内容を示している。

つまり当規程は、本来は市が行うべきである第3条の事務について、効率的且つ円滑な運営を図るため、自治会又は自治会長に委託するという概要であり、受託者は第3条の事務を適切に執行することで、受託者としての任務を果たすことができるものと解される。

そこで請求人が主張する「自治会長として不適任であるA自治会長は、規程第6条に定める受託者として不適任に該当する」という部分について検討する。

規程第6条は「市長は、受託者がその事務処理を怠ったり、又は受託者として不適任と認めるときは、事務委託契約を解除することができる」と定めている。

これについて市民生活課は「受託者として不適任と認めるとき」とは、「規程第3条に規定する事務について、事務処理を怠ったり、適切に執行することができないとき」とし、その詳細として「規程第3条に規定する事務について、事務処理を怠ったとき」、「規程第3条に規定する事務について、怠る意思がなくとも適切に執行することができないとき」が考えられると、関係職員陳述の場で示している。

先述した通り、当規程において第3条に定める事務を適切に執行することで、受託者としての任務が果たされるものと解されるため、その場合は「受託者として適任である」と言える。

つまりこれを言い換えると、不適任と認められるときとは「第3条に定める事務を適切に執行することができないとき」と解することができる。

これは市民生活課の陳述の主旨と一致するものであるから、市民生活課の見解は妥当であると言える。

以上のことにより、請求人の主張する「自治会長として不適任であるA自治会長は、当該委託契約の受託者として不適任である」という意見は、第3条の事務の執行という観点から外れたものであるため、第6条を規定する趣旨に該当しないものと判断できる。

イ 上記アより、A自治会長は、規程第3条に定める事務を適切に執行することで、受託者として適任であると認められると判断した。

そこで、A自治会長の受託者としての実績について調査する。

市民生活課は関係職員陳述の場において、A自治会長は受託者として、規程第3条に定める事務を適切に執行してきたとの説明を行い、その根拠を次のように示した。

規程第4条及び契約書第2条に定める事務連絡会議は、規程第3条に規定する事務の連絡を行う手段として、受託者に出席を義務付けている。当会議について、A自治会長は令和5年4月以降の全28回中、27回の参加をされており、欠席となった1回についても、後日資料の受け取りがあり、市民への周知が適切に行われた。また、第3条に定める事務の執行を確認する手段として、規程第5条で受託者に対し実績報告書の提出を求めているが、A自治会長はこれを全て期限内に提出している。実績報告書に記載された事務の執行については、市民生活課において検査し、適切に執行されたことを確認している。

以上のことから、A自治会長は受託者として不適任とは認められないとの説明があった。そこで、市民生活課より提出された(3)関係資料より上記内容について調査したところ、「第4 監査の結果」「1 事実関係の確認」「(4)確認した事実」のとおり、A自治会長の事務連絡会議への出席状況、実績報告書の提出状況、市民生活課による実績報告書の検査状況及びA自治会長による事務の執行状況について、市民生活課が述べたとおりの事実が確認された。

ウ 上記ア及びイにより、A自治会長は規程第3条の事務を適切に執行しているものと判断でき、受託者として不適任であるとは認められないため、本契約は違法又は不当なものであるとは言えず、契約を解除する理由もない。また、令和5年4月3日付けで締結された令和5年度委託契約については今回の監査の対象外であるが、監査対象とした令和6年度委託契約と同内容であるため、令和5年度委託契約についても違法又は不当なものであるとは言えず、契約を解除する理由がないと判断できる。

(3) 委託料の支出の違法性・不当性及び市の財産上の損害について

上記(2)のとおり、市はA自治会長との委託契約について解除をする理由がない。そして現在までにA自治会長に対し支出した委託料については、市民生活課によって規程第3条の事務が適切に執行されていることを検査した上で、規程第7条に規定するとおりに支払われていることが確認できたため、支出命令について問題がなかったものと認められる。

以上のことから、委託料の支出は違法又は不当に行われたものとは言えず、委託料の返還についても理由がない。

また、仮にA自治会長に事務委託を行っていなかった場合、B自治会と委託契約を締結していたものと推定されるが、その場合においても規程第7条第2項に基づき、A自治会長に支出した委託料と同額が支出されていたこととなる。A自治会長に対して、通常支払われる委託料額以上の支出はされていないことから、市に財産上の損害は生じない。

(4) 市がB自治会に行政指導を行い、認可の可否を判断することについて

請求人は、市民生活課がB自治会に対し行政指導を怠っていると主張し、必要な措置として、B自治会に行政指導を行い、新体制を構築させた上で、市が認可の可否を判断することを求めている。

しかし最高裁判決(平成6年9月8日)によると、住民監査請求は、地方公共団体の執行機関等のあらゆる行為を対象とするものではなく、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、市に財産的な損害が発生し、又は発生しようとしている場合に限定している。

したがってB自治会への行政指導を怠る事実についての監査請求及び求める措置については、財務会計上の行為又は怠る事実及び市の財産的な損害に該当しないため、監査請求の要件を満たさないものと判断する。

(5) 結論

ア 本件措置請求のうち、令和3年1月から令和5年5月30日までの期間に行われた財務会計行為の監査請求については、本監査請求がなされた令和6年5月31日の時

点で1年を経過しており、また経過したことについて正当な理由があるとは認められないことから、不適法なものと判断し却下する。

イ 本件措置請求のうち、A自治会長との委託契約の違法性・不当性については認められず、契約を解除する理由がない。また、委託料の支出についても適法であると認められ、請求人が主張する委託料返還請求権の発生及び請求権の行使を怠る事実はない。また、A自治会長に対して、通常支払われる委託料額以上の支出はされていないことから、市に財産上の損害は生じない。

したがって請求には理由が無いものとして棄却する。

ウ 本件措置請求のうち、B自治会への行政指導を怠る事実についての監査請求及び求める措置については、財務会計上の行為又は怠る事実及び市の財産的な損害に該当しないため、却下する。